

社会的養護の現状と取組の方向性について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

児童福祉法等の一部を改正する法律概要

【趣 旨】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

I 地域における次世代育成支援対策の推進

①新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）

- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業（ファミリーホーム）を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

③地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

II 職場における次世代育成支援対策の推進

仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

（施行期日）

- 原則として平成21年4月1日。（Iの③の行動計画策定指針の見直し等は21年3月、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化等は平成22年4月1日、IIのうち一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日）

社会的養護体制の拡充について

(1)「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)」等について

(第170回臨時国会へ提出、平成20年11月26日に可決成立、12月3日公布)

【社会的養護関連部分の主な内容】

- 里親制度の改正(21年4月施行)
- 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設(21年4月施行)
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化(21年4月施行)
- 家庭支援機能の強化(21年4月施行)
- 年長児の自立支援策の見直し(21年4月施行)
- 施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止(21年4月施行)
- その他(後期行動計画の策定(22年4月施行))

児童福祉法等の改正の具体的内容

(2)里親制度の改正等について

- 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別
- 養育里親の研修等の義務化
- 都道府県における里親支援に関する業務の明確化

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

- 養育里親手当、専門里親手当の引き上げ(平成21年度～)
 - ・養育里親手当の改善
月額 34,000円 → 72,000円
(2人目以降は1人あたり 36,000円)
 - ・専門里親手当の改善
月額 90,200円 → 123,000円
(2人目は 87,000円)
- 養育里親の研修カリキュラム、テキストの例を提示
- 里親支援機関事業の創設(平成20年度～)

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(3)小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設について

- 5人以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ

- 事業を実施する者に関する要件を設定
- 人員配置、設備等について基準を設定
- 都道府県の監督、支援体制の確保等、運営について規定
- 平成21年度予算により予算化
 - ・児童一人当たり単価
事務費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額15万円程度(地域により異なる)
 - 事業費…一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

(4)家庭支援機能の強化等について

- 児童家庭支援センターについて、施設附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする
- 児童相談所における保護者指導を一定の要件を満たす者にも指導委託できることとする
- 地域における相談・支援体制の整備

- 児童家庭支援センターについて、100か所を目標に推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る
- 保護者指導支援事業の創設
- 児童相談所等の体制の強化
- 市町村における支援体制の整備
 - ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

- 現行の施設における専門機能の強化や自立支援策の強化を図る
- 施設における組織だったケアとそ
の
た
め
の
人
材
育
成
を
進
め
る
こ
と
が
必
要

- 施設の小規模化の推進
- 基幹的職員の配置
- 幼稚園費の創設
- 教育費の拡充
- 施設機能見直しの検討のための調査・分析

(6) 自立援助ホームの見直し等年長児の自立支援策の拡充について

- 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の見直し
 - ・都道府県に対する申込制の導入
 - ・対象年齢を20歳まで引き上げ
 - ・都道府県に対する事業の実施義務化
 - ・より確実な財政的支援

- 児童自立生活援助事業について、平成21年度予算により、児童入所施設措置費へ組入れ
 - ・児童一人当たり単価(定員6名の場合)
事務費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額19万円程度(地域により異なる)
 - 事業費…一般生活費(概ね1万円程度)

- 地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)
 - ・施設等を退所した児童への就業や相談等の地域支援

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(7)被措置児童等虐待の防止について

- 被措置児童等虐待の定義
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
- 国による検証・調査研究、都道府県による状況等の公表

- 都道府県における具体的な対応方法について、国において被措置児童等虐待ガイドラインを作成
- 被措置児童等に対する周知リーフレットの例を提示

(8)社会的養護体制の計画的整備について

- 後期行動計画の策定
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画における社会的養護の提供体制に関する事項の明確化

- 国の行動計画策定指針に社会的養護の提供量を見込む際に勘案事項を記載
- 平成20年10月に実施した、社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、国から提供量の見込み方については具体的な例を提示

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,934人	2,582人	3,633人

資料：福祉行政報告例 [平成19年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数 (公立・私立)	121か所 (14か所・107か所)	564か所 (49か所・515か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所 (0か所・46か所)
児童定員	3,727人	33,917人	1,484人	4,036人	336人
児童現員	3,190人	30,846人	1,151人	1,889人	236人
職員総数	3,831人	14,641人	805人	1,799人	171人

資料：社会福祉施設等調査報告[平成19年10月1日現在]

自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在]
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	357カ所
地域小規模児童養護施設	146カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成19年度]

里親制度の改正等

子育て中の世代や子育てを終えた世代等を含む誰もが、社会的養護体制の一翼を担うことができるよう、養子縁組を前提としない「養育里親」の普及啓発を進める。この際、その制度的な位置づけを明確化し、一定の社会的評価を得ながら養育を行うことができるようにするとともに、里親を支える支援体制等を整備する。

○ 「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が同じ制度の中に混在し、里親＝養子縁組であるという誤解も存在

○ 養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなど、里親の認定登録制度について改善・充実を図る必要性

○ 里親に関する普及啓発とともに里親に対する相談支援や里親手当などによる里親支援の体制を拡充する必要性

○ 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別

○ 里親認定登録制度の見直し

- ・養育里親の研修等の義務化
- ・欠格事由や取消事由の明確化など

→ 里親の制度的位置づけの明確化

○ 里親支援の強化

- ・都道府県における養育里親支援に関する業務（里親の研修、子どもを受託した後の相談支援等）の明確化
- ・当該業務の委託先である里親支援機関の創設

○ 養育里親に対する里親手当の引き上げ
（従来）子ども1人につき3.4万円

→（改正後）1人目7.2万円

（2人目以降3.6万円を加算）

→ 里親を支える支援体制の整備

※ なお、「養子縁組を前提とした里親」についても、相談支援等を充実

里親の種類

法 律 上 の 規 定	養 育 里 親			
里親の種類	養子縁組を希望する里親	親 族 里 親		専 門 里 親
対 象 児 童	要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと	要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

養育里親手当・専門里親手当の新旧対照表

平成21年4月～

○養育里親手当

	新	旧
	円	円
1人	72,000	34,000
2人	108,000	68,000
3人	144,000	102,000
4人	180,000	136,000

考え方

円

	新	旧
	平成21年4月～	～平成21年3月末
1人	72,000 (72,000 × 1)	34,000 (34,000 × 1)
2人	108,000 (72,000 × 1/2 + 72,000)	68,000 (34,000 × 2)
3人	144,000 (72,000 × 1/2 + 108,000)	102,000 (34,000 × 3)
4人	180,000 (72,000 × 1/2 + 144,000)	136,000 (34,000 × 4)

平成21年4月～

○専門里親手当

	新	旧
	円	円
1人	123,000	90,200
2人	210,000	180,400

考え方

円

	新	旧
	平成21年4月～	～平成21年3月末
1人	123,000 (72,000 + 51,000)	90,200 (90,200 × 1)
2人	210,000 (72,000 × 1/2 + 123,000 + 51,000)	180,400 (90,200 × 2)

○養育里親と専門里親の両方の場合

(例)

養育里親1、専門里親1の場合は、72,000円 + 123,000円 = 195,000円

養育里親1、専門里親2の場合は、72,000円 + 210,000円 = 282,000円

養育里親2、専門里親1の場合は、108,000円 + 123,000円 = 231,000円

養育里親2、専門里親2の場合は、108,000円 + 210,000円 = 318,000円

養育里親の研修と認定の流れ

